破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２３７９号
福岡市博多区板付４丁目５番23号
破産者　古賀　進一
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７４２号
福岡市東区箱崎２丁目35番11号
破産者　竹島　康博
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０８０号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東１丁目４番14号プリムローズ201号、開始決定時の住所福岡県福津市中央６丁目２番24号プラス福津中央203号
破産者　辻村　竜男
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０８７号
福岡県宗像市石丸３丁目４番26号
破産者　河野　誠吾
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２３１号
熊本市東区渡鹿８丁目３番６号
破産者　濱田　俊彦
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４号
北海道苫小牧市字錦岡443番地の443　フルールハピネスとまこまい
破産者　大川原北雄
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１３３号
北海道苫小牧市三光町２丁目11番３号
破産者　佐々木明雄
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第６８０号
宮城県栗原市若柳武鎗字上土手ノ内151番地１
破産者　遠藤　　幸
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６８１号
宮城県遠田郡美里町二郷字高玉三号１番地
破産者　櫻井　洋子
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９１号
栃木県足利市借宿町115番地17　コミュニティータワー浅間台805号
破産者　荒井　基行
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１７号
埼玉県三郷市彦成５丁目193番地６
破産者　木原　　信
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４４０号
埼玉県八潮市大字南川崎29番地　サザンクロスⅡ３号
破産者　杉山　政嗣
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４９４号
埼玉県春日部市西八木崎３丁目４番13号
破産者　碇屋　幾子
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
神奈川県座間市小松原２丁目34番14号
破産者　佐々木健祐こと　佐々木健祐
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４９２号
新潟市中央区沼垂東４丁目５番17号
破産者　山口　信明
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４９号
静岡県焼津市坂本497番地の５　ボヌール高草201、旧住所静岡県焼津市中里476番地　レジデンス中里201
破産者　藪崎くるみ
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０４号
兵庫県加古郡稲美町六分一1178番地の774　クリスタルハイツいなみ206号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町土山１番地の13　パルティーレ102号
破産者　明教塾二見教室こと　奥上　　勝
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６２号
兵庫県たつの市龍野町日飼263番地
破産者　渡辺　　豊
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第２５０号
広島市西区鈴が峰町７番12号
破産者　森澤　勝彦
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０２号
広島県廿日市市阿品台西２番36―504号
破産者　林　ミドリ（旧姓石路）
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部